

今月のインスタギャラリー

『#love mitoyo』 vol.17

▶問い合わせ  
産業政策課 ☎73-3012

Instagram へ投稿された「ステキな三豊」情報をご紹介します。

おすすめスポット



延命院 (豊中町)

延命院さんの梅の花とロウバイが今年も綺麗でした。



不動の滝カントリーパーク (豊中町)

今日、ふらっと寄ってみました。今年も水仙が見頃を迎えていました。昨年より水仙が少ないように感じましたが、滝のコーポはなかなかの絵になります。

■お気に入りのスポット、食べ物、お店など「あなたの三豊」情報を、Instagramに「#lovemitoyo」を付けて投稿してください。

【投稿方法】

Instagramを利用している人は、

- ①アカウント「mitoyo.honma.mon」をフォロー(※QRコードを読みとってください)
- ②「#lovemitoyo」と場所、コメントをつけて投稿



▲「Instagram」はこちらから



▲「ブログ」でも日々の情報を発信中!

あなたのとおきの三豊情報をお待ちしています!!

めざせ男女共同参画社会

No.94

男女共同参画の推進や性の多様性の啓発を図る活動や事業に対し、補助金を交付します

対象事業

- ①男女共同参画推進に関するもの
- ②性の多様性への啓発を行うもの (例：研修やワークショップ、人材育成研修、労働環境の整備など)

対象団体

- ・市内に事業所を有する事業者
- ・過半数が市に在住、在勤、在学する5人以上のグループ

補助金額 1団体 上限10万円

申込期限 12月28日(木)まで

※選考および結果通知の送付は、随時対応します。

事業実施期間

結果通知日 令和6年2月29日(木)

申請方法

市ホームページ、人権課にある申請書に記入の上、必要書類を添えて人権課まで提出してください。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲補助金の詳細はこちらから

▼申し込み・問い合わせ  
人権課 ☎73・3008

男女共同参画推進ネットワーク会議への登録団体募集(随時)

市男女共同参画推進ネットワーク会議では、全ての人が性別に関わりなく、その人の個性や能力を生かして活躍できる社会に向けて、各団体がお互いに情報交換や啓発を行うとともに、市や地域と連携しながら活動しています。現在は、市内で活動している22団体が登録し、男女共同参画についての情報発信や市議会や行政との意見交換会などを行っています。ぜひ、皆さんも一緒に活動してみませんか?

対象 市内で活動している団体

※女性団体に限りません。

年会費 1団体 1,000円

申し込み 人権課

※持参、郵送、FAXまたはメールで申し込んでください。  
※申込書は、人権課で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。



▲申込書はこちらから



▼申し込み・問い合わせ  
人権課 ☎73・3008

くらし

知っていますか? 避難行動要支援者登録制度

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

避難行動要支援者登録制度とは

市では災害などが発生したとき、避難することが困難で、特に避難支援を必要とする高齢者や障がいがある人を、避難行動要支援者として登録し、地域社会の共同によって避難誘導などの支援が受けられるようにするために、避難行動要支援者登録制度を設けています。



対象者は

- ①介護保険の要介護度3～5の人
- ②身体障害者手帳1級・2級の人
- ③療育手帳A・Aの人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ⑤75歳以上の一人暮らし世帯および高齢者のみの世帯の人
- ⑥①～⑤に準ずる状態にあり、登録を希望する人

登録後の支援について

避難行動要支援者名簿の登録内容は、民生委員や自治会長など、避難支援に関わる地域の人へ情報提供し、災害時の避難支援や平時の見守り活動に活用します。日頃から地域の人と災害時の避難支援などについて相談し、顔の見える関係づくりを心掛けることが、いざというときの安心につながります。詳しくは、福祉課までお問い合わせください。



自主防災組織を作ろう! 避難行動要支援者を守ろう!

避難行動要支援者など避難に時間のかかる人は、災害に対して不安を持っています。大規模な災害が発生した時、市や消防などが全ての人の避難支援を行うことは困難であり、円滑に避難を行うためには、一人ひとりの自助力の強化と近隣の皆さんの協力が不可欠です。いざという時に助け合うためには、周囲にどのような人がいるのかを地域の中でお互いに知っておく必要があります。避難に時間のかかる人が逃げ遅れないためにも、避難をしなくてはならないときには、声を掛け合い、周りに人がいれば協力して避難を手伝いましょう。



▼問い合わせ 危機管理課 ☎73・3119